

特定施設・除害施設申請関連、判定フローチャート(簡略版)

○本チャートは、新設予定あるいは既設の施設が、水質汚濁防止法、またはダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設に該当した場合等の下水道法に基づく、吉岡町への届出の有無を、簡略的に表したものです。細かい条件は省いておりますので、判断の目安としてください。また、特定施設に該当する場合は、別途、水質汚濁防止法等に基づく、群馬県への届出が必要となります。

R4.11 吉岡町下水道室

